

「アーバス東千田」の大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に関するお知らせ

大規模小売店舗「アーバス東千田」の大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく来客用駐車場の減少に関する変更の届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更届出内容をお知らせします。

●変更届出内容について

店舗名称	アーバス東千田								
所在地	広島市中区東千田町一丁目1番57								
建物設置者	株式会社NIPPO 代表取締役 和田 千弘 (東京都中央区京橋一丁目19番11号)								
主な小売業者	株式会社丸久 代表取締役 田中 康男 (山口県防府市大字江泊1936番地)								
変更事項	■来客用駐車場の収容台数 <table border="1"><thead><tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>変更年月日・変更理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>139台</td><td>119台</td><td>令和8年5月1日(予定) 来客用駐車場の余剰分を従業員駐車場等として利用するため</td></tr></tbody></table>			変更前	変更後	変更年月日・変更理由	139台	119台	令和8年5月1日(予定) 来客用駐車場の余剰分を従業員駐車場等として利用するため
変更前	変更後	変更年月日・変更理由							
139台	119台	令和8年5月1日(予定) 来客用駐車場の余剰分を従業員駐車場等として利用するため							
掲示責任者及び連絡先	株式会社NIPPO 中国開発事務所(広島市南区的場町一丁目2番19号) TEL 082-568-6061(担当:橋本)								

●変更届出書の縦覧及び意見書の提出について

届出書	縦覧期間	令和7年11月21日から令和8年3月20日まで (開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	広島市役所 企業誘致・創業推進課(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号) 中区役所 区政調整課(広島市中区国泰寺町一丁目4番21号)
意見書	提出期限	令和8年3月20日
	提出先	広島市役所 企業誘致・創業推進課
届出書の縦覧・意見書の提出に関するお問い合わせ先		広島市役所 企業誘致・創業推進課 TEL 082-504-2241

※掲示期間: 令和8年3月20日まで